

住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に関する誓約書

当〇〇〇〇〇の役員等は、下記のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

下記の内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより住宅確保要配慮者居住支援法人の指定が取り消されても、意義は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

なお、役員等の氏名、読み仮名、生年月日、性別及び住所については、別添に記載するとおりです。

記

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であるとき
- ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ハ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ホ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- ヘ 成年被後見人又は被保佐人であるとき
- ト 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき
- チ 禁固以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき
- リ 法第50条第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない者（当該取り消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取り消しの日から2年を経過しない者を含む。）であるとき
- ヌ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからリのいずれかに該当する者であるとき
- ル 債権の取立てに当たり、貸金業法（昭和58年法律第32号）第21条第1項（同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項及び第24条の6において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者であるとき

年 月 日

法人の住所
法人の名称
代表者氏名

印